



熊労発基0830第2号  
令和5年8月30日

熊本地方最低賃金審議会  
会長 倉田 賀世 殿

熊本労働局長  
新田 峰雄

熊本地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、熊本県労働組合総連合及び熊本県医療介護福祉労働組合連合会から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があったので、貴会の意見を求める。